

令和 8 年度うるま市資格試験等受験料支援事業実施要領

1. 事業名

令和 8 年度うるま市資格試験等受験料支援事業

2. 事業期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

3. 事業目的

本市では、市民所得が市町村で最下位という現状があり、令和 2 年度の国勢調査によると本市の完全失業率は 6.0%で更に 15 歳から 19 歳までの失業率は 11.5%、20 歳から 24 歳までの失業率は 9.0%と深刻な状況である。このような中で、本市在住の 15 歳から 39 歳までの者（以下「若者」という。）の資格試験等の受験に要する費用について支援することで、若者の資格取得に向けたチャレンジ意欲を喚起し、若者の能力向上を図り、就業機会の拡大に資することを目的とする。

4. 予算額

1,500,000 円以内とする。

5. 本要領の位置づけ

本要領は、うるま市資格試験等受験料支援事業交付要綱（令和 6 年 3 月 19 日うるま市告示第 54 号）に基づき、必要な事項を定めるものとする。

6. 支援金対象要件

支援金の交付対象者は、次の①ないし③に該当する者とする。

- ① 15 歳から 39 歳までの者。なお、年齢は受験日を基準とし、15 歳の者については、申請に係る資格試験等を受験した時点において 15 歳以上の者、39 歳の者については、申請に係る資格試験等を受験した時点において 39 歳以下の者とする。
- ② 申請に係る資格試験等を受験した時点において市の住民基本台帳に登録されている者。

- ③ 市税の滞納がない者（本人）。

7. 支援金対象となる資格試験等

- ① 国家資格試験及び別表 1 の支援金対象資格試験等一覧表に定めるものとする。ただし、記載されていない国家資格試験等に関しては、その都度確認するものとする。

8. 支援金の額

- ① 支援金の額は、支援金対象資格試験等に係る受験料とする。
- ② 支援金の額は、1人あたり年間5万円を上限とする。

9. 支援金の対象外

次のいずれかに該当する場合は、支援金の交付対象外とする。

- ① 他の制度等により既に支援金を受け、又は支援金を受ける見込みがある試験等に係る受験料。
- ② 理由のいかんを問わず、試験等を実際に受験しなかった場合の受験料。（欠席、遅刻、辞退等を含む。）
- ③ 試験の受験によらず、講習等の受講により資格を取得した場合の受講料。

10. 申請条件

- ① 同一資格試験の申請は、1年度につき1回までとする。
- ② 異なる資格試験については、複数回申請できる。なお、資格試験に1級、2級等の区分があるときは、当該区分ごとに同一の資格試験とする。
- ③ 国、県等からの支援金を受けないこと。

11. 交付の申請等

支援金の交付を受けようとする者は、支援金対象資格試験等の合格発表の日以後90日以内までに資格試験等受験料支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- ① 受験した支援金対象資格試験等に係る受験票（試験日が確認できる書類）。
- ② 受験した支援金対象資格試験等の受験料の額が確認できる書類（領収書等）。

- ③ 受験した支援金対象資格試験等の結果が分かる書類（合格通知書等）。ただし、試験が複数の段階（学科試験、実技・技能試験等）に分かれている場合は、最終段階の試験結果が分かる書類を提出するものとする。
- ④ 写真付き身分証明書等の本人確認ができる書類（運転免許証、学生証等）。ただし、高校や大学等に所属している方は、原則として、学生証を提出するものとする。

1 2. 交付の決定

支援金交付の決定は、資格試験等受験料支援金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

1 3. 支援金の交付

支援金の交付を決定したときは、当該決定を受けた者の指定する金融機関の口座に支援金を振り込むものとする。

1 4. 交付決定の取り消し

市長は、偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた者があると認めるときは、当該支援金の交付の決定を取り消し、その旨をうるま市資格試験等受験料支援金取消通知書（様式第3号）により対象者に通知するものとする。

1 5. 支援金の返還

市長は、支援金の交付決定を取り消したときは、資格取得試験等受験料支援金返還通知書（様式第4号）により期限を定めて、当該支援金の返還を命ずることができる。

別表1 支援金対象資格試験等一覧表

No.	資格名称	No.	資格名称
1	看護師	37	行政書士
2	保健師	38	弁理士
3	助産師	39	税理士
4	医師	40	公認会計士
5	歯科医師	41	社会保険労務士
6	診療放射線技師	42	不動産鑑定士
7	臨床検査技師	43	土地家屋調査士
8	作業療法士	44	マンション管理士
9	理学療法士	45	気象予報士
10	視能訓練士	46	建築士（1級、2級、木造）
11	言語聴覚士	47	技術士（各部門）
12	臨床工学技士	48	計量士（一般、騒音・振動、濃度）
13	義肢装具士	49	作業環境測定士（第一種、第二種）
14	歯科衛生士	50	電気工事士（第一種、第二種）
15	救急救命士	51	電気主任技術者（第一種、第二種、第三種）
16	あん摩マッサージ指圧師	52	電気通信主任技術者
17	はり師、きゅう師	53	工事担任者（電気通信）
18	消防設備士	54	無線従事者（総合、海上、航空、陸上、アマチュア）
19	柔道整復師	55	危険物取扱者（甲種、乙種、丙種）
20	薬剤師	56	技能士（各種）
21	社会福祉士	57	浄化槽管理士
22	介護福祉士	58	管理業務主任者
23	精神保健福祉士	59	土地区画整理士（換地も可）
24	管理栄養士	60	運行管理者（貨物、旅客）
25	専門調理師	61	情報処理技術者（ITパスポート試験等）
26	保育士	62	労働安全コンサルタント（衛生も可）
27	美容師	63	中小企業診断士
28	理容師	64	エネルギー管理士
29	獣医師	65	核燃料取扱主任者（第1種、第2種）

30	手話通訳士	66	クリーニング師
31	通訳案内士	67	ファイナンシャル・プランニング技能士
32	弁護士	68	施工管理技士（各種）
33	司法書士	69	測量士
34	宅地建物取引士	70	調理師
35	総合旅行業務取扱管理者	71	准看護師
36	国内旅行業務取扱管理者	72	日商簿記検定

※国家資格試験であれば、一覧表に記載されていない資格についても支援金の対象となります。

※No.71・72 は公的資格となります。

問い合わせ先

〒904-2292

沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号 うるま市役所西棟1階

うるま市 経済産業部 産業政策課 雇用労政係

TEL：098-923-7611 e-mail：sangyou-ka@city.uruma.lg.jp